

謄本

一般社団法人 I SHINOMAKI 2. 0 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 I SHINOMAKI 2. 0 と称する。

2 当法人の名称の英文における表示は Association ISHINOMAKI2.0 とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所におく事ができる。

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災からの復興に向けたまちづくり活動を行い、震災前以上に魅力的な価値の提案、創造を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちに開かれたイベントの実施
- (2) まちづくりに関する情報の収集と提供
- (3) まちづくりに関する意見の表明および発信
- (4) まちの魅力を高める商品の開発および販売
- (5) まちづくりに関するコンサルティング
- (6) まちづくり施設の企画と運営
- (7) 雑誌の発行
- (8) 当法人の趣旨に賛同する諸団体との連携
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に額を定める経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該社員を除名する事ができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れる事はできない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の構成)

第15条 社員総会は、すべての社員で構成する。

(招集)

第16条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会が社員総会を招集する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(社員総会の権限)

第20条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 残余財産の帰属先
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

- 2 出席した理事及び監事の中から二名以上の議事録署名人を選出する。
- 3 議長及び議事録署名人は、第1項の議事録に署名又は記名押印する。

(代理人)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任する事ができる。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、理事及び監事の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下一般法人法という)第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部理事及び監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金壹百万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事の中から二名以上の議事録署名人を選出する。
- 3 代表理事及び議事録署名人は、第1項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の抛却)

第37条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の抛却者の権利)

第39条 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の抛却者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から(翌年)1月31日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第42条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 本定款は社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、類似事業を目的とする公益社団法人・一般社団法人・公益財団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年1月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第48条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 阿部久利

設立時理事 芦沢啓治

設立時理事 飯田昭雄

設立時理事 西田司

設立時理事 真野洋介

設立時理事 小泉瑛一

設立時理事 古山隆幸

設立時理事 千葉隆博

設立時理事 天野美紀

設立時理事 阿部睦美

設立時代表理事 松村豪太

設立時監事 梅田綾

2017 年度活動報告書

①ISHINOMAKI 金曜映画館

・7月、9月、11月、12月、2月、3月 12回上映、8作品

・年間動員人数 628名 一回上映平均 52名

・07.01 『この世界の片隅に』動員 158名(2回上映)／09.29 優秀映画『稲妻』 動員 29名／09.30 優秀映画『伊豆の踊子』 動員 23名／09.30 優秀映画『華岡青洲の妻』動員 33名(2日間3作品)／11.24『わたしは、ダニエル・ブレイク』動員 63名(2回上映)／12.22『シング・ストリート 未来へのうた』動員 45名(2回上映)／02.18『おクジラさま ふたつの正義の物語』動員 60名(1回上映)*心の復興事業／03.03 『人生フルーツ』動員 208名 (2回上映)

野外映画上映会「夜空の岡田座」実施報告

【上映作品】映画 ドラえもん新・のび太の南海カチコチ大冒険

【日時】2017.07.16(sat) 開映 19:00 場所:中瀬公園の予定だったが、雨天のため石巻小学校に変更 動員 700名弱



「映画おクジラさま上映会&ワークショップと映画茶話会」実施報告

「映画茶話会」

・第一回「映画好きによる交流と今後の活動について」

2018. 02.04(Sun) 13:00~14:30 場所:まちな本棚 参加者 9名

・第二回「青池憲司監督を招待し映画上映のためのノウハウを学ぶ」

2018. 02.04(Sun) 13:00~14:30 場所:まちな本棚 参加者 6名

・第三回「石巻の町を歩き映画文化の価値再確認及び旧観慶丸を使用した上映会の検討」

2018. 02.04(Sun) 13:00~14:30 場所:IRORI 石巻 参加者 6名

「映画おクジラさま ふたつの正義の物語上映会及びワークショップ」

2018.02.18(sat) 開映 15:00 場所:IRORI 石巻 動員 50名弱

②コミュニティ事業

復興公営住宅コミュニティ形成

石巻市 復興公営住宅におけるコミュニティ形成支援業務(随意契約、29年度継続)

- ・復興公営住宅におけるコミュニティ形成支援業務
- ・復興公営住宅現地説明会(②現地見学会)の運営進行 →21カ所全て終了
- ・復興公営住宅現地説明会(③直前説明会)の運営進行 →内 21カ所全て終了
- ・入居後団地会フォロー(現在 21カ所) →サポート終了は 5カ所

地域自治システムサポート業務

山下地区・桃生地区における協議会が行う会議のサポート

議事録の作成+送付、イベントなどのサポート



③教育・いしのまき学校事業

いしのまき学校事業(レギュラープログラム)

5/31 LEARN①加納実久 7/13 PLAY①高校生石巻まちあるきツアー作り説明会、7/16 PLAY②リアル TRPG 7/21 PLAY③高校生石巻まちあるきツアー作り WS、7/26 PLAY④高校生石巻まちあるきツアー作り WS 7/31 PLAY⑤ドレス作りワークショップ、8/1 PLAY⑥ドレス作りワークショップ 8/4 PLAY⑦高校生石巻まちあるきツアー作り本番、8/5 PLAY⑧高校生石巻まちあるきツアー作り本番、8/6 PLAY⑨高校生石巻まちあるきツアー作り振り返り、8/11 PLAY⑩高校生石巻まちあるきツアー作り本番 など

⇒のべ高校生 154名、大人 250名 計 404名参加



宮城県キャリア教育推進事業委託業務

➤ミライブラリー

高校授業の中で、「地元」「若手」社会人ゲストを先輩として招待し、先輩との対話を通して、「自分が働く姿」をイメージしながら自身のキャリアについて考えるための授業プログラム。

■実施高校

▽石巻市立桜坂高等学校 ▽宮城県石巻北高等学校飯野川校 ▽宮城県石巻西高等学校

➤放課後未来クラブ

町で行われている社会教育プログラムを放課後の空き教室にて行う、「部活型キャリア教育プログラム」。

■実施高校

▽宮城県石巻北高等学校飯野川校 ▽宮城県石巻西高等学校 ▽石巻市立桜坂高等学校
学校・教育団体等 連携教育事業

➤石巻市立桜坂高等学校

■総合的な学習の時間「まちなかポスタープロジェクト」桜坂高校の総合的な学習の時間「桜坂タイム」で一年生を対象に行われているプロジェクト。石巻の事業所に1班2～3人でインタビューへ伺い、その事業所のポスターを作る。

■3年生課題研究選択授業「コミュニティデザイン」

桜坂高校3年生の選択授業。今年度は11人が受講。5つの班に分かれ、それぞれ石巻のお店(大成苑・ASATTE 日高見レストラン・funade・ランランフィシカント)の抱える課題を発見・解決方法を提案・実行した。

➤まきプロ

石巻の高校生を応援する共同体。アクションを起こしたい高校生の後押しやフォロー、学校や活動団体を超えた高校生同士の交流の場、高校生と大人が出会う場づくりを行う。

➤教育シンポジウム in 石巻(地域×教育ネットワーク構築)

「地域×教育ネットワーク」及び「教育シンポジウム石巻実行委員会」をたちあげ地域と学校や民間、様々なセクターが連携した教育活動の振興をおこなう事業。

昨年に続き、2018年2月17日に「教育シンポジウム in 石巻 2017」を開催。

学校や行政、地元企業、民間NPO団体などから130名以上の参加者が集った。

➤伴奏者連携

東日本復興支援財団が進める「ユースアクション東北」における「伴走者＝高校生のアクション活動のメンター・フォロー、及び認定NPO法人カタリバが進める「マイプロジェクト」のサポート。全国の高校生伴奏者たちと連携し、課題の各イベントの運営・サポートを行った。

④Real Voice(ラジオ)

➤概要

毎週水曜日、昼12時半からラジオ石巻よりお届けしているラジオプログラム。(隔週放送)

毎回、石巻で活躍、もしくは石巻に関わっている方をゲストに迎えてのトークをおこなう。

2017年10月の放送をもってReal VOICEは放送6周年を迎えた。

⑤IRORI 石巻運営事業

>利用者 15,885名 毎日10:00-22:00開館



⑥石巻 STAND UP WEEK2017

開催日時:2017年7月15日(土)~8月1日(火) 全18日間

会場 :石巻市中央および牡鹿半島

共催・後援:石巻市/石巻市教育委員会/石巻観光協会/石巻商工会議所/
石巻かほく石巻日日新聞/ラジオ石巻 FM76.4/石巻社会福祉協議会/
街づくりまんぼう/いしのまき NPO センター

石巻地方最大のお祭りである川開き祭りまでの夏を盛り上げるべく、7回目となる石巻 STAND UP WEEK を開催。7年目を迎える今年は、「街を向いて歩こう」をテーマにコンテンツの一般公募を行い、様々なコンテンツを用意してまちの新たな楽しみ方を提案するプロジェクトを行った。

⑦ハグクミ・ローカルベンチャー推進事業等

スマートな地域資源活用創造事業

石巻市と共に石巻への「移住」や「ローカルベンチャー」の推進を図る為、地域活躍支援事業、地域交流・定着支援事業、空き家活用事業を展開する他、移住者の住まいや仕事の相談窓口となる、移住コンシェルジュを設置。各プロジェクトを推進するため、コンソーシアム ハグクミを結成。石巻市、ISHINOMAKI2.0、イトナブ、巻組、石巻観光協会の4社による共同体である。

● 移住促進事業・まちのコンシェルジュ

《2018年3月現在;相談者登録数/92名 移住者数/16名》

● 地域交流・定着支援事業

本年度活動実績

- ・9月25日(月) 石巻 2025 会議「オープニングイベント」開催(35名参加)
- ・10月21日(土) 石巻 2025 会議「ローカルベンチャー」開催(37名参加)
- ・11月17日(金) 石巻 2025 会議「地域包括ケア」開催(45名参加)
- ・1月20日(土)石巻 2025 会議「移住」開催(35名参加)

- ・2月17日(土)石巻2025会議「観光」開催(38名参加)
- ・3月17日(土)石巻2025会議「クロージング」開催(28名参加)

●石巻チャレンジワーキング

- ・とりあえずやってみよう大学開催

●石巻版松下村塾 開校

ローカルベンチャー推進協議会

全国10自治体(北海道下川町、同厚真町、宮城県気仙沼市、同石巻市、徳島県上勝町、岡山県西粟倉村、宮崎県日南市、岩手県釜石市、石川県七尾市、島根県雲南市)が連携し、NPO法人ETICを事務局として設立。

本年度活動実績

- ・8月23日(水)～24日(木) 自治体合同合宿 in 石巻

協議会加盟自治体10自治体に参加。1日目、石巻の街歩き。2日目、石巻工房、今野梱包などローカルベンチャーが登壇。フィールドワークやピッチ(B面)なども開催。

- ・9月30日(土)「日本全国！地域仕掛け人市2016」

・ローカルベンチャーリサーチ

石巻市内の企業、約20社にリサーチし冊子を作成。企業の課題を探り支援に繋げる。また、すでにある支援窓口などを掲載し外部から石巻市内で起業する人材の後押しをする。

・ローカルベンチャー・サミット

1月25日(木)公益財団法人 日本財団1階にて開催。約200名が参加。

⑧石巻まちの本棚

■活動概要

- ・毎週土・日・月曜日 11:00-18:00 水曜日 19:00-21:00

【今年度営業成果】2017年1月～2017年12月

- ・利用者合計：2610名(昨年度2297名)
- ・営業日：163日(昨年度173日)
- ・1日平均利用者数：16.0名
- ・貸出し利用：270名 (2016年328名 /2015年316名 /2014年804名)
- ・古本販売売上：156,310円 (2016年118,562円 2015年57,250円)

⑨石巻経済新聞

■今年度の経済新聞記事 51記事

記事ランキング1位 LINEを活用した石巻観光情報サービスがリリース(2018.03)PV: 1,932

⑩その他事業

商店街振興事業、旧門脇小学校震災遺構調査・基本設計等プロポーザル業務、復興バー in 神田など

決算報告書

(第 6 期)

自 平成 29 年 2 月 1 日

至 平成 30 年 1 月 31 日

一般社団法人 ISHINOMAKI2.0

宮城県石巻市中央二丁目10番2号

貸借対照表

平成30年1月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 54,068,962 】	【流動負債】	【 12,524,537 】
現金及び預金	39,540,782	未払金	3,710,439
商 品	685,326	未払法人税等	72,000
未収入金	13,842,854	預り金	42,098
		仮受金	8,700,000
【固定資産】	【 7,209,665 】		
(有形固定資産)	(6,980,285)	【固定負債】	【 5,943,533 】
建 物	6,955,920	長期借入金	5,943,533
車 両 運 搬 具	2		
工 具 器 具 備 品	24,363	負債の部合計	18,468,070
(投資その他の資産)	(229,380)	正味財産の部	
出 資 金	100,000		
敷 金	120,000	【正味財産】	【 42,810,557 】
リサイクル預託金	9,380	正味財産	42,810,557
		正味財産の部合計	42,810,557
資産の部合計	61,278,627	負債及び正味財産の部合計	61,278,627

損益計算書

自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日

科 目	金 額	
		円
【経常収益】		
(事業収益)		
自主事業収益	11,563,945	
受託事業収益	19,111,327	30,675,272
(受取助成金)		
受取助成金		25,368,000
(受取寄付金)		
受取寄付金		225,560
(事業雑収益)		
事業雑収益		1,859,325
(財務収益)		
受取利息		371
経常収益計		(58,128,528)
【経常費用】		
(事業費用)	48,526,061	
(管理費用)	5,678,122	
経常費用計		(54,204,183)
経常利益		(3,924,345)
税引前当期純利益		(3,924,345)
法人税、住民税及び事業税		72,000
当期純利益		(3,852,345)

事業費用

自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日

科 目	金 額	
		円
商 品 売 上 原 価	2,609,542	
外 注 費	5,342,771	
広 告 宣 伝 費	333,218	
役 員 報 酬	3,510,000	
給 与 手 当	16,919,500	
諸 謝 金	720,411	
雑 給	5,876,500	
法 定 福 利 費	3,158,550	
厚 生 費	237,791	
減 価 償 却 費	378,071	
賃 貸 料	1,395,962	
修 繕 費	62,419	
事 務 用 品 費	489,747	
消 耗 品 費	1,861,679	
水 道 光 熱 費	1,017,543	
旅 費 交 通 費	2,389,509	
交 際 接 待 費	149,615	
保 險 料	54,160	
通 信 費	300,663	
諸 会 費	48,000	
車 両 費	82,133	
新 聞 図 書 費	62,822	
地 代 家 賃	1,315,000	
衛 生 管 理 費	26,492	
研 修 費	61,600	
雑 費	122,363	
当期事業費用		(48,526,061)

管 理 費 用

自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日

科 目	金 額	
		円
外 注 費	28,882	
広 告 宣 伝 費	40,000	
役 員 報 酬	390,000	
給 料 手 当	890,500	
雑 給	21,000	
法 定 福 利 費	166,238	
厚 生 費	79,261	
減 価 償 却 費	32,877	
賃 貸 料	54,000	
修 繕 費	47,779	
事 務 用 品 費	215,156	
消 耗 品 費	369,678	
水 道 光 熱 費	222,526	
旅 費 交 通 費	271,690	
手 数 料	322,920	
租 税 公 課	88,400	
交 際 接 待 費	276,966	
保 險 料	102,790	
通 信 費	195,790	
諸 会 費	31,000	
車 両 費	99,470	
新 聞 図 書 費	47,566	
地 代 家 賃	1,504,000	
衛 生 管 理 費	79,474	
貸 倒 償 却	48,100	
雑 費	52,059	
当期管理費用		(5,678,122)

個別注記表

自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日

I. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 計算書類及びその付属明細書の作成基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、建物は定額法）を採用しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,622,985円

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

有形固定資産の明細区分	種類	期首帳簿価額	当期増減額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	7,342,360	-	-	386,440	6,955,920	772,880
	車輛運搬具	2	-	-	-	2	520,618
	工具器具備品	48,871	-	-	24,508	24,363	329,487
	計	7,391,233	-	-	410,948	6,980,285	1,622,985